

令和3年5月臨時会 企画財政委員会の概要

日時 令和3年5月11日(火) 開会 午後 1時 1分
閉会 午後 2時 11分

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長
千葉達也副委員長
松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
杉田茂実委員、江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、
三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長兼地域政策課長、
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第86号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	原案可決

【付託議案に対する質疑】

松澤委員

- 1 支給額の下限を日額40,000円から30,000円にするというのが国の方向性であるが、国とのやり取りの詳細と、協力金10,000円の上乗せ分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分116億円のうち20億円分を活用することについて、どのような議論があり決定したのか。
- 2 この10,000円上乗せについて千葉県、神奈川県に対応状況はどうか。

財政課長

- 1 国では、緊急事態宣言の区域は40,000円であるが、まん延防止等重点措置区域は、4月21日以前にまん延防止等重点措置区域として公示された区域について特例として40,000円とされている。原則は30,000円であることから、緊急事態措置区域とまん延防止等重点措置区域とで10,000円の差が設けられている。今回、まん延防止等重点措置を継続した区域は、4月21日以前に公示された区域であることから、当然40,000円が延長されるものと考えていたが、5月6日に国から30,000円の適用になるとされた。そのため、急きょ、一都三県及び三県で西村康稔経済再生担当大臣に下限金額の継続の要望をした。また、昨日全国知事会で取りまとめた緊急提言の中にもこの点を盛り込んでいるところである。仮に30,000円に下限を引き下げの場合、7割程度を占めていると考えられる小規模な飲食店への理解を得られず、時短要請の協力が得にくく、周知期間も短いため影響が大きい。財源面では約21億円という大きい額であるが、国から新たに示された事業者支援分の具体的な活用内容が4月30日に示され、協力金の県が独自に上乗せする部分についても充当することが可能となったことから、総合的に勘案して10,000円の上乗せをする判断となった。
- 2 要望等で神奈川県、千葉県と常に連携しており、いずれも10,000円を上乗せして、5月31日までは特例的に40,000円としている。

白土委員

- 1 数字でいうと4月9日の週でさいたま市の飲食店経由の感染者は、人口の割合で0.0009パーセントである。まん延防止等重点措置が講じられる次の15日の週は、人口の割合で0.0011パーセントであり、その次の20日の週は0.001パーセント、4月29日では0.0009パーセントの割合ということで、4月16日からまん延防止等重点措置が適用されているがほとんど変化がない状況である。酒類提供自粛の効果についてどのように評価しているのか。幹部会での政策決定において、どのように評価されて延長すると決めたのか。
- 2 5月7日の国の通知において、「酒類販売事業者への支援」が加わり、協力金の8割を国において交付金で措置するとされたが、政策決定過程の中で、「酒類販売事業者への支援」について、どのように考えてこれを実施しないという判断に至ったのか。
- 3 「その他の業種」に関してはどのように考え、今回特に支援をしないという判断となったのか。

財政課長

- 1 保健所が行う積極的疫学調査の中でどこまで分析できるかということを保健医療部に依頼をしているところであるが、現在県が分析している飲食店会食に伴う感染経路別の推移を見ると、直近の4月29日から5月5日では、全体の6.9パーセント、前の週の4月22日から4月28日では全体の6.7パーセントとなっており、大きなウェイトを占めている状況ではないと認識している。効果については、政府の分科会においても明確なエビデンスは示されていない。我々としては最新の知見に基づき日々更新される基本的対処方針を注視しながら、適切な感染予防対策の決定に努めたい。
- 2 5月7日付けで国から、酒類販売事業者への支援策を積極的に検討するよう、との通知があった。担当部局となる産業労働部において鋭意検討しているところであり、支援策の枠組みを早急に整えたいと思っている。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分が国全体で3,000億円、そのうち埼玉県には116億という配分枠が示されたが、こういった支援策のどこまでが対象となるのかは明確になっていない。また、財源面で8割は協力要請推進枠を活用できるが、残りの2割についても国で措置されるのか明確になっていない。この点は国に確認中であるが、酒類販売事業者に対する支援は、当然大きな影響を受けている業種であるため、今後、検討していきたいと考えている。
- 3 例えば地域公共交通機関などの「その他の業種」についても、事業者支援分を活用して、こういった形で支援していくかも含め全庁で検討しているところである。

白土委員

- 1 酒類提供自粛のエビデンスについて、全体の6.9パーセント、その後6.7パーセントとの回答であったが、ほとんどエビデンスはないのではないかと。国もエビデンスは明確にないとしているとの発言もあったが、その点も含めどう評価しているのか、再度伺いたい。
- 2 酒類販売事業者に対する支援について、事業者支援分の116億円も含めて、残り2割をどうするかとのことだが、議論しているうちに期間が終わってしまうのではないかと。支援策を実施するに当たり、スピード感をもって決定し、臨時会をすぐにでも開催することを検討しているのか。

財政課長

- 1 国は、飲食店では、長時間、人と人の距離も非常に近い状況でマスクを外して会話をする機会が多いという、いわゆる3密という観点からすると、感染の度合いが高くなるという表現をしている。県としては、国が飲食店の時短営業要請を基本的対処方針に明記していることも踏まえて対策を講じている。その効果はまだ目に見えてきていない部分もある。今後の状況を注視していきたい。
- 2 事業者支援分を活用しての酒類販売事業者への支援については、既に国の方で一時支援金制度を発表しており、中小法人に対しては上限月600,000円、個人事業者に対しては上限月300,000円という支援制度を1月から3月までの緊急事態宣言のときに設けていた。今回まん延防止措置が適用になった区域については、国は新たに支援措置を新たに発表し、中小法人には上限月200,000円、また個人事業者に対しては上限月100,000円と3分の1に単価が下がっているが、国は当面、まずはこの制度を活用するよう周知している。しかし、この金額が下がってしまったために各地方で地域の実情に合わせて、交付した事業者支援分を活用して単価の上乗せ又は交付要

件を緩和する検討を行うようにとの指示になっている。

白土委員

- 1 エビデンスについて、国の見解を理由としているが、県が判断するに当たっては自分たちのデータを用いるべきと考える。今の答弁では、県の数字は悪くないし、そこでの感染はあまり認められてないけれども国がそういう見解を出しているのをそれを行っているというような感じにしか聞こえないが、それでよいか。
- 2 一時支援金の話もあったが、これはこれでよい。ただし、5月7日付けの通知の中で、わざわざ酒類事業者の支援について記載されている。政策の整合性からみても、これまで国の方針に従ってやってきたにもかかわらず、なぜこれはやらないのか。

財政課長

- 1 飲食店での感染に関するエビデンスの件について、県で感染経路を分析している中で、都内由来、家庭内等があるが、これらの中に、一定程度、そもそもの理由として飲食店での会食が紛れている部分があると聞いている。保健医療部が行う積極的疫学調査の中で、更に具体的な分析ができないか検討していると聞いている。
- 2 酒類販売事業者への支援については、県としてはまさに検討中の段階である。なお、国の新たな制度である中小企業庁の月次支援金について、先日概要が発表されたが、申請要領は6月になってから公表され、その受付も6月の途中から始めるとのことである。月次支援金の概要が固まった段階で、それを踏まえた上で月次支援金の上乗せや要件の緩和ということになる。支援金の概要が明確に定まってから県としてプラスする部分を明らかにすべきと考える。他県も国の制度が明確になった段階で検討するとのことである。しっかり情報を集めながら対応していく。

白土委員

- 1 エビデンスについて、都内由来のそもそもの話をしてしまうとデータの意味がなくなる。我々は限られた情報の中で判断をしなければならぬ。その限られた内容がそもそも間違っている可能性が高いということは言うべきではなく、前回の委員会で話したと思うが、しっかりと調べてエビデンスになるようなデータを取らないと政策決定できないのではないかと。改善もりたいがどうか。
- 2 酒類販売事業者支援については、国の方針が明確になってからとのことである。しかし、国の方針等が明確になっていなくてもスタートしているものもある。政策決定でスタートし、方針を待ちながら改善をしていく。これは、ほかの県ではやっているのだから、それは理由にならないのではないかと。酒類販売事業者の支援は、是非やってもらいたいと思うがどうか。

財政課長

- 1 委員の御指摘を保健医療部にお伝えし、検討していきたい。
- 2 早急に検討を進め、国の動向を踏まえてすぐに対応できるように産業労働部と調整していきたい。

白根委員

県のワクチンの集団接種について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金と比較して、市町村からの受託事業収入が少ないと思うが、諸収入の内訳・根拠について教えてほ

しい。

財政課長

諸収入については、県のワクチンの集団接種に係る市町村からの受託収入になるが、接種主体が市町村であり、ワクチン接種1回当たりの単価が国から示されており、国庫負担金として市町村に国から交付される。今回は、県が一つの医療機関として集団接種を行うことになるため、市町村から委託されていることになる。これは全県となるのでどこの市町村になるかは最終的にはどこの市町村の住民なのかを把握したうえで、居住する市町村に国から入った負担金を県にいただく仕組みになっている。積算は、国から示されている接種1回当たりの単価である税抜き平日2,070円、休日4,800円などを基に受託事業収入を積算している。これらにより主に医師等の人件費等に充てることになる。

白根委員

市町村からの受託事業収入は、1回当たりの接種量だけではなく、人件費もこの受託事業収入の約1億円の中に入っているという認識でよいのか。

財政課長

県のワクチン集団接種の予算全体は、医師等の人件費のほかにも会場の設営費、予約システム、コールセンターなどの運営費がある。その財源のうち、市町村からの受託事業収入は、国から示されている接種1回当たりの単価である税抜き平日2,070円、休日4,800円という数字に基づき1日700人分を接種した金額を積算したものである。

白根委員

県のワクチン接種について、市町村からの受託収入以外は県で負担するのか。

財政課長

県のワクチン集団接種の財源は、市町村からの受託事業収入と、国から交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用しており、県の負担はない。

田村委員

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、交付額116億2,714万6千円が埼玉県の交付限度額に決まっているが、この額を先に交付を受けることができないのか。それで余ったら返還するというということを国に要望していないのか。

財政課長

昨年度は、全国知事会を通じて要望をしている。しかし、国が逆の動きになっており、恐らく国の方もキャッシュ不足が原因と思われるが、先にお金を渡すというのではなく、逆に使った分だけ年3回か4回に区切って申請をすれば出すという方向に転じている。まずは枠を示し、それで実際にキャッシュを渡すときは、その都度実施計画を提出しお金を出すということになっている。

田村委員

知事会でということではなく、県としてそういう要望等をやっているのかどうかということを知っている。そうした方が使い勝手がよく、いろいろな施策に対応しやすくなり、

手厚くなることにつながる。その辺について、県としてどうやって国に対して働き掛けているのか。

財政課長

委員の御指摘のとおり、キャッシュをいただいた方が弾力的な運用ができ、すぐにいろいろなことに対応できる。資金にも穴が空くこともないので、それは非常にメリットが大きいと考える。検討していきたい。

企画財政部長

委員からの御指摘に対して、一つだけ補足をさせていただきたい。予算執行上は、概算払いのような形でもそうでなくても、事業を執行することは可能なので実態的な影響はない。キャッシュフローの問題だけと考える。よって、国から116億円を示していただいて、実施計画を認めてもらうという作業がとても大事なので、それに向けて進めていく。